



# CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2026 FEB (Vol.105)

## CONTENTS

海外拠点ニュース 香港で広がる新たなビジネスチャンス—最新の施策方針から読み解く—	2
株式会社中国銀行 香港支店	
新興国ニュース 第105回 海外最新ビジネス情報	4
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：電子請求書のアップデート/コンプライアンスレビューのフレームワーク（続き）	8
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
徴収強化に舵を切るインドネシア—税務調査の最新トレンドと実務の急所—	10
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榎 颯馬氏	
タイ会計税務関連最新情報アップデート	12
Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
香港、公共交通機関でのシートベルト着用が全面義務化へ～2026年1月施行、違反には高額罰金も～	15
香港マイツビジネスコンサルティング	
韓国駐在員のVISAについて	17
スター・シーアグループ (マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー)	
中国：情報セキュリティの観点から、2025年を振り返る	19
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
ベトナムのいまとみらい<第21回>海外拠点の「組織力」の活用～短期出向プログラムのすすめ～	22
みらいコンサルティンググループ Nippon MIRAI Company Limited 税理士 金森 寿香氏	



株式会社 中国銀行  
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20

TEL: 086-234-6539

香港支店  
シンガポール支店  
ニューヨーク駐在員事務所  
上海駐在員事務所  
バンコク駐在員事務所

cbk\_hkbr@fr-chugin.jp  
cbk\_sgrep@fr-chugin.jp  
cbk\_ny@fr-chugin.jp  
cbk\_sh@fr-chugin.jp  
cbk\_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客様への情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客様ご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。



## 香港で広がる新たなビジネスチャンス —最新の施策方針から読み解く—

株式会社中国銀行 香港支店

### 1. はじめに

ここ数年、香港の経済は新型コロナウイルスの影響や世界的な経済変動、さらには中国本土との関係性の変化など、さまざまな課題に直面してきました。観光業や小売業は一時大きな打撃を受け、金融市場もグローバルな不透明感の中で揺れ動く場面がありました。しかし、2023年以降は段階的な経済回復が進み、再び「アジアの金融・ビジネス拠点」としての存在感を取り戻しつつあります。

こうした環境変化の中で、香港における新たなビジネスチャンスを探るヒントとして、2025年9月に発表された香港政府の施政方針(Policy Address 2025)についてご紹介します。

### 2. Policy Address (施政方針)

「Policy Address (施政方針)」とは、香港特別行政区行政長官が毎年発表する、政府の最重要政策や今後1年間の施策方針をまとめた公式文書です。通常、毎年10月頃に立法会(香港の議会)で発表されます。

最新の施政方針は次の9章で構成されています。

	内容
1章	行政長官の施策にかける思い
2章	一国二制度について
3章	北部都会区の発展を加速
4章	産業発展と改革
5章	強みを統合する国家全体の発展に統合
6章	国際ハブとしての地位強化
7章	教育、技術、人材の統合的な発展を促進
8章	文化、スポーツ、観光の統合的な発展を促進
9章	思いやりと包摂性ある社会へ向けた社会開発を促進

### 3. 施策方針からみえるビジネスチャンス

貿易拠点というイメージが強い香港ですが、今回は少し視点を変えて、左下の施政方針から3つの項目について重点項目をピックアップし、日系企業の知見やノウハウが活かせる可能性がある分野についてビジネスチャンスを探ります。

### 3章 北部都会区の開発加速

香港政府は約3万ヘクタール(倉敷市が約3.6万ヘクタール)にも及ぶ「北部都会区」の開発を急ピッチで進めています。隣接する深圳との連携によるイノベーションとテクノロジー(I&T)分野の拠点化が注目されています。

#### 💡 ビジネスチャンス

研究、実験施設、プロトタイプ開発拠点などイノベーション集積の一大拠点となることが見込まれています。イノベーションの拠点だけでなく、都市機能も備わるため交通システム関連企業にも大きなチャンスがあります。日本の高品質な技術やサービスは、都市インフラ開発の現場で存在感を発揮できます。



外資企業誘致のため積極的に視察団の受け入れを実施(筆者撮影)



## 8章 文化・スポーツ・観光の統合的発展—アートハブの新たな国際拠点へ

香港空港近くの「空港都市」には、美術品保管施設が2025年末から2026年にかけてオープン予定。ファミリーオフィスの誘致も進められ、富裕層が集まり、世界有数のアート拠点を目指しています。香港はアジア最大級のアートフェア「Art Basel Hong Kong」の開催地であり、世界中のアート関係者が集まる都市です。

### ビジネスチャンス

現地企業との提携による共同事業や、美術品のトレーサビリティ確保のためのITシステム提供など、日本企業の強みを活かした新しいビジネスモデルが期待されます。また、香港は税制面でも美術品取引に有利な環境が整っており、日本企業のアート関連事業の国際展開にも適しています。海に近く、多くの島を抱えるという共通点もあり、瀬戸内の各種芸術祭とのタイアップも面白いかもしれません。



一足先に整備が進む「西九龍文化地区」(筆者撮影)

## 9章 思いやりと包摂性ある社会へ向けた社会開発を促進—シルバー経済の拡大

香港政府は高齢者向け施策として、30の取り組みを掲げ、高齢者居住型介護施設の増設や、医療・介護関連サービスの拡充が進められています。香港の高齢化率は今後急速に上昇する見込みで、2040

年には人口の3割近くが65歳以上となるとの予測もあります。

### ビジネスチャンス

日本で培った高齢者向け医療サービスや介護技術は、香港で高く評価されています。医療・介護関連の需要は今後も拡大が予想されており、生活の質向上に資する製品やサービス、スマートテクノロジーを活用したソリューションへの関心も高まっています。既に、高齢者向けのケアードについては日系商社が中心となり日本のノウハウを活用しています。

## 4. おわりに

香港はこれまで、アジアを代表する金融都市・貿易拠点として世界のビジネスをリードしてきました。近年は、イノベーションやヘルスケア、スマートシティ、文化・観光といった新たな分野にも積極的に取り組み、伝統的な強みに新しい機能を融合させながら、都市としての進化を続けています。

政府は、投資推進局(インベスト香港)を東京に設置し、前述した重点分野を中心に日系企業の香港進出投資サポートを行っています。昨年5月にはヘルスケア部門において香港視察ミッションを催行し、多くの日系企業が参加しました。

これから香港への進出や事業拡大を検討される皆さんも、ぜひ従来の枠にとらわれず、香港の伝統と革新が融合するダイナミズムを活用しながら、新しいビジネスモデルやマーケットに挑戦してみてはいかがでしょうか。私たちも現地のパートナーや支援機関と協力し全力でサポート致します。

## 香港支店

所在地：

Room 1402 on the 14th Floor, York House The Landmark, 15 Queen's Road Central, Hong Kong  
電話番号(国番号852) 2523-0312

## 新興国ニュース

## 第105回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はフィリピン、ベトナム、バングラデシュの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

## ～フィリピン～

### ■最低賃金改定の概要について

#### 背景

DOLE（フィリピン労働雇用省）は、各地域の賃金生産性三者委員会を通じて、MIMAROPA 地域および CARAGA 地域における新たな最低賃金改定を発表しました。

今回の改定は、民間部門労働者の最低日額賃金および家事労働者の最低月額賃金を対象とし、2026 年 1 月より順次施行されます。

特に CARAGA 地域では、事業者への急激な負担増を避けるため、民間部門労働者の最低賃金について 2 段階方式が採用されています。

#### 1. MIMAROPA 地域の最低賃金改定内容

MIMAROPA 地域では、賃金令 No. RB-MIMAROPA-13 に基づき、2026 年 1 月 1 日より民間部門労働者の最低日額賃金が一律₱455 に引き上げられます。

これにより、これまで存在していた事業所規模(従業員 10 人以上・10 人未満)による賃金差は廃止され、同一地域内で統一された最低賃金が適用されることになります。

- 従業員 10 人以上の事業所  
旧賃金:₱430/日 → 新賃金:₱455/日
- 従業員 10 人未満の事業所  
旧賃金:₱404/日 → 新賃金:₱455/日

また、賃金令 No. RB-MIMAROPA-DW-06 により、家事労働者の最低月額賃金は、₱6,500 から₱7,000 へ引き上げられ、こちらも 2026 年 1 月 1 日施行となります。

#### 2. CARAGA 地域の最低賃金改定内容

Caraga 地域では、賃金令 No. RXIII-20 に基づき、民間部門労働者の最低日額賃金が 2 段階で引き上げられます。

- 旧賃金:₱435/日
- 第 1 トランシェ(2026 年 1 月 3 日施行)  
₱455/日(+₱20)
- 第 2 トランシェ(2026 年 5 月 1 日施行)  
₱475/日(さらに+₱20)

この段階的な引上げ方式は、雇用主のコスト負担を緩和しつつ、労働者の賃金水準を計画的に改善することを目的としています。

一方、家事労働者については、賃金令 No. RXIII-DW-6 により、最低月額賃金が₱6,000 から₱7,000 へ引き上げられ、2026 年 1 月 3 日より施行されます。

なお、CARAGA 地域の家事労働者については、第 2 トランシェは設定されていません。

#### 3. 実務上の注意点

今回の最低賃金改定に伴い、雇用主は以下の対応が求められます。

- 各施行日以降の給与計算システムの更新
- 雇用契約書、就業規則、社内規程との整合性確認
- 残業代、夜勤手当、休日労働手当などの再計算
- 社会保険料(SSS、PhilHealth、Pag-IBIG 等)算定基礎への影響確認

最低賃金令を遵守しない場合、労働基準法違反、行政指導・罰則、従業員からの是正請求につながる可能性があるため、施行日と対象地域を正確に把握したうえで、早めの対応が重要です。



## ～ベトナム～

### ■【重要】非現金決済（銀行振込等）の基準引き下げに関する実務対応のお知らせ（500万VND以上への適用）

#### はじめに

2025年7月および12月に公布・施行されました新政令（第181/2025/ND-CP号および第320/2025/ND-CP号）により、仕入VAT控除および法人所得税（CIT）の損金算入要件における「非現金決済」の基準が大きく変更されました。

特に、従来の基準よりも厳格な「500万VND以上」という基準が導入されており、インボイスのみならず給与やその他の費用にも適用されます。

つきましては、貴社の税務リスクを最小限に抑えるため、以下の推奨事項をご確認いただき、日々の支払業務において遵守いただけますようお願い申し上げます。

#### 【最重要】弊社からの推奨事項（実務チェックリスト）

仕入VATの控除および法人税上の損金算入を確実にするため、以下のケースでは現金決済を行わず、必ず銀行振込等の非現金決済を行ってください。

##### 1. 物品・サービスの購入・貸借

- 1枚のインボイス金額が500万VND以上の場合
- インボイス以外の証憑（領収書、契約書など）で500万VND以上の場合

対象例：住宅やオフィスの賃貸契約、個人とのサービス契約など。

- 1日の取引合計額が500万VND以上となる場合

※同一サプライヤーから同日に複数回購入し、1回あたりは500万VND未満であっても、合計が500

万VNDを超える場合は全額非現金決済が必要です。

- 手付金（デポジット）が500万VND以上の場合

#### 2. 給与・人件費の支払い

- 給与計算期間の支払額が500万VND以上となる従業員への支給

財務省の見解により、非現金決済証憑がない場合、損金として認められないリスクが高まっています。※給与計算期間とは、月給・週給など企業が定めた2回連続する支払いの間の期間を指します。

- 分割払いの禁止

同一期間内に500万VND未満に分割して現金支給することは推奨されません（租税回避とみなされるリスクがあります）。

#### 3. 従業員による立替払い（経費精算）

- 購入額が500万VND以上の場合、全プロセスで現金使用不可

- 従業員 → サプライヤーへの支払い
- 会社→従業員への精算

上記①②の両方で非現金決済が必要です。また、社内規定や委任状での明記が必要です。

#### 認められる非現金決済方法

- 銀行振込（※買主が売主の口座へ直接現金を預け入れる行為は不可）
- クレジットカード決済
- 債権債務の相殺
- 第三者を介した決済（委託・指定）など

#### 法的根拠（参考）

本アドバイスは以下の最新規定に基づいております。

- 政令第181/2025/ND-CP号 第26条（2025年7月1日施行）



VAT を含めて 500 万 VND 以上の物品・サービス購入には非現金決済証憑が必須。

2. 政令第 320/2025/ND-CP 号 第 9 条第 1 項 c 点  
(2025 年 12 月 15 日施行)

法人所得税の損金算入条件として、1 件あたり 500 万 VND 以上の支払いには非現金決済証憑が必須 (給与等のその他の支払いを含む)。

## ～バングラデシュ～

### ■WPPF (従業員利益配分基金)

バングラデシュの「WPPF (従業員利益配分基金)」について解説いたします。

#### 1. 概要

WPPF とは “Workers’ Profit Participation Fund” の略称で、バングラデシュ労働法 (Bangladesh Labour Act 2006) で規定されている「従業員利益配分基金」を指します。

法令上は、企業 (company/establishment) が一定の要件に該当する場合、以下の 2 つの基金を設置・運営する枠組みとして規定されています。

- Workers’ Participation Fund (従業員利益参画基金)
- Workers’ Welfare Fund (従業員福祉基金)

対象企業は、利益が出た年度について、原則として 純利益 (net profit) の 5% を拠出し、所定のルールに従い従業員へ分配・福祉目的に充当します。

会計年度末時点で、原則として以下のいずれかに該当すると対象になります。

- 払込資本金 (paid-up capital) 1 crore (1,000 万タカ) 以上
- 恒久資産 (permanent assets) 2 crore (2,000 万タカ) 以上

政府官報による指定で他の企業も対象に含めることができます。

輸出型・外資企業: 「100%輸出指向型産業」や「100%外貨投資型産業」では、労働法上、政府が別途ルールにより基金・運営体制等を定める枠組みが置かれており、Labour Rules 2015 では 100% 輸出型産業向けに “central fund” 制度が規定されています (Rules 212～)。日本企業の場合、繊維・製造業で完全輸出型の場合はこの特例の対象となり得ます。

また、たとえ工場を持たなくとも、上記資本金・資産条件を満たす現地法人 (IT 企業・商社の支店など) は WPPF 対象です。支店や合弁会社も「会社」とみなされ、上記要件を満たせば適用対象です。外国法人の支店の場合、Chapter XV における「払込資本金」および「固定資産価値」は、当該外国法人のうちバングラデシュ支店事業に係る資本および固定資産価値により判断されます。

製造業でも IT サービス業でも基準は同じです。日本企業がテクノロジー・金融で進出した場合も、資産規模次第では WPPF 義務が生じる点に注意が必要です。

一方、情報収集のみを行う駐在員事務所は非営利活動のみ許可されるため WPPF 対象外です。

#### 2. 基金設立のフローと注意点

##### ■STEP 1: 基金設立・管理体制

対象企業は 従業員利益参画基金(Workers’ Participation Fund)と 従業員福祉基金(Workers’ Welfare Fund)を設立します。両基金とも労働法に基づく恒久的基金です。

適用企業となってから原則 1 ヶ月以内に両基金を設置する必要があります。実務上は法人設立後速やかに手続きを行います。(労働法 234 条.a)

基金ごとに労使対等 (労働者代表 2 名、経営者代表 2 名(1 名は会計担当者)の理事会 (Board of Trustees) を設置します。最初の議長は経営側から選出し、その後は両者から交互に議長を選びます。理事会は基金の運営管理を統括し、必要に応じて政府の指導を受けます。(労働法 235 条.1.a)



### ■STEP 2: 投出義務と投出割合

事業年度終了後 9 ヶ月以内に、前年度の純利益の 5%を基金に投出します。投出が遅れると理事会への命令や罰金が科されます。

投出する 5%は 80 : 10 : 10 の割合で分割され、80%が従業員利益参画基金、10%が従業員福祉基金、残り 10%がバングラ労働者福祉財団 (Bangladesh Workers Welfare Foundation) の基金へ投出されます。

投出金は全額会社負担で、従業員自身の負担はありません。

### ■STEP 3: 受益者と利益配分

対象企業に 9 ヶ月以上勤務する全従業員が受益者となります。会社の経営者や出資者 (取締役など) 本人は受益者外です。投出された基金は、対象従業員へ均等に分配されます。法律上、毎年投出金の 3 分の 2 は当期分として現金 (報奨金) として支給し、3 分の 1 は投資に回し、その投資収益も従業員に分配するよう定められています。

### ■STEP 4: 監査・税務

WPPF・福祉基金とともに年 1 回の会計監査が義務付けられています。会計記録や投出・分配状況を正確に保持し、認定会計士等による監査報告を行います。

WPPF・福祉基金への投出金は、法人税の課税所得計算において損金算入できます。加えて、基金の運用収益や従業員への分配金は所得税が課されず免税扱いです。また、違反時の罰則は厳格で、政府命令に従わない場合、会社だけでなく役員・理事会メンバー個人が罰金対象となり得ます。

### 株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。また、新興国投資に対応したデータベース「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。

(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合先: [f-info@tokyoconsultinggroup.com](mailto:f-info@tokyoconsultinggroup.com)



マレーシア：電子請求書のアップデート/  
コンプライアンスレビューのフレームワーク  
(続き)

Kato Business Advisory Managing Director  
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)  
日本国公認会計士 加藤 芳之氏

＜ポイント＞

- 電子請求書アップデート／コンプライアンスレビューのフレームワーク (続き)
- SST の一部改正

＜電子請求書／タイムスケジュール関連＞

N 子：加藤さん。今回も 2026 年度予算ではなく、前回の続き、電子請求書コンプライアンスレビューのフレームワークに関するご解説ですね？

加藤：はい。そうなんですが、その前に電子請求書関連でまた新たな動きがありましたので、少しだけ触れておきますね。

N 子：はい。

加藤：NNA の記事にもなっていましたが、電子請求書導入タイムスケジュールの最終ランナーである売上規模 100～500 万リンギの会社について、この 2026 年 1 月 1 日が導入時期だったのですが、突如政府からアナウンスがあり、当該規模の会社について 2026 年中はペナルティが課されない事になりました。

N 子：なるほど。一番のボリュームゾーンですかね。有権者も多いですもんね。

加藤：そういう配慮もあったんでしょうね。ただし、つい先日閾値の変更に関する発表 (50 万リンギから 100 万リンギへ引き上げ) があったばかりなので、相変わらず腰が定まらない、フワフワした政策運営が続いてますね。

N 子：ホントですね。

＜SST の一部改正＞

加藤：電子請求書コンプライアンスレビューのフレームワークに入る前に、もう一つ良いですか？  
N 子：どうぞどうぞ。

加藤：SST に関しても、一部ですが改正が発表されました。

N 子：これも既に記事に致しました。

加藤：そうですね。商業用賃貸不動産に対するサービス税率が従来 8% だったのですが、これを 6% に引き下げるという事です。

N 子：そのようですね。

加藤：はい。また登録基準となる年間売上高を 100 万リンギから 150 万リンギへ引き上げることです。

N 子：オフィス、倉庫、商店など非住宅用不動産の賃貸料に対するサービス税も 2025 年 7 月に導入されたばかりですが、これも政治の匂いがしますね。

加藤：ホントにそうですね。

＜電子請求書－コンプライアンスレビューのフレームワーク (続き) ＞

加藤：では、ようやくですが、電子請求書のコンプライアンスレビューフレームワークについてご説明いたします。マレーシア内国歳入庁 (IRB) は、2025 年 12 月 15 日施行となる、『電子請求書に関するコンプライアンスレビューフレームワーク』を公表しました。電子請求書のコンプライアンスレビュー (監査) を今後どのように実施するかを正式に定めたものです。具体的には、詳細な手続、期限、罰則、納税者の権利などを含む構造的かつ体系的な包括的レビューが、今回のフレームワークの内容となっています。

N 子：はい。

加藤：一般的に B2B、B2C、B2G 取引について、最大 2 年間をカバーします。時効ですが、違反から最大 12 年以内まで訴追が可能となっています。

IRB は包括的レビュー (昔の言い方では「フィー



ルドオーディット」)のみを実施します。電子請求書については、一般的なレビュー(昔の言い方では「デスクオーディット」)はありません。

N子: なるほど。

加藤: レビュー対象は、納税者のすべての事業記録の確認を含みます。例えば、以下のものが含まれます。

- ・ 売買請求書および領収書
- ・ デビットノート/クレジットノート/返金ノート
- ・ 元帳、補助帳や銀行取引明細書、その他の資料も含まれます。

コンプライアンスレビューのプロセスは 以下の通りです:

電子請求書コンプライアンスレビューに関する初期通知

- 納税者を訪問する前、少なくとも 14 日前に書面で通知されます(「コンプライアンスレビュー訪問通知書」)。
- 紳士は、訪問予定日をコンファームするか、合理的な正当理由をもって延期を申請する。
- 海外に保管されている関連事業記録や書類について、納税者は訪問前に記録や書類が提供されることを確実にしなければなりません。
- 通知書の内容は以下の通りです。
  - 一) 訪問日時;
  - 二) 準備すべき記録のリスト;
  - 三) 評価年度/審査対象期間;
  - 四) コンプライアンス担当官の氏名;
  - 五) 訪問期間(一般的に 1~3 日)

加藤: 続きは次回にしましょう。

N子: ありがとうございました。

NNA 隔週記事 (出所: NNA)

**Kato Business Advisory (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)**

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

**【代表者】** 加藤 芳之

**【社員数】** 9 名 (2020 年 11 月 時点)

**【有資格者】** 6 名

**【支援業務内容】**

**マレーシア進出支援: 設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援**

設立前の相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせて頂きます。

**国際税務支援: 移転価格対策等**

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせて頂きます。

**間接税支援**

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡税等につき、長年の実績をベースにサポートさせて頂きます。

**M&A 支援: バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応**

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させて頂きます。

ーお問い合わせ先ー

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

[Kato@kato.com.my](mailto:Kato@kato.com.my)

携帯: +60-12-371-0369



## 徴収強化に舵を切るインドネシア —税務調査の最新トレンドと実務の急所—

PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ)  
榮 鳩馬氏

インドネシアで事業を展開する日本企業にとって、避けては通れない最大の経営リスクの一つが「税務」です。近年、インドネシア税務当局 (DGT) はデジタル化を急速に進め、納税データの捕捉精度を飛躍的に向上させています。本稿では、最近特に日本企業が直面している「SP2DK (税務説明要請書)」と「税務調査」の主要な指摘ポイントについて解説します。

### 1. 「SP2DK」は事実上の予備調査

まず理解しておくべきは、現在のインドネシア税務行政における SP2DK (Surat Permintaan Penjelasan atas Data dan/atau Keterangan) の重要性です。これは正式な税務調査 (Audit) の一步手前で発行される「説明および資料提供を求める手紙」ですが、実態はデジタルデータに基づいた鋭い指摘が含まれています。

かつては「届いたら適当に回答しておけば良い」という楽観的な見方もありましたが、現在は異なります。SP2DK への回答内容が不十分であれば、即座に正式な税務調査へと移行し、多額のペナルティが課されるケースが急増しています。当局は法人税申告書、付加価値税 (VAT) 申告書、さらには輸出入統計データ (CEISA) を照合し、わずかな不一致も逃さず指摘してきます。

### 2. 最近の主要な指摘ポイント

#### ① 移転価格 (Transfer Pricing) の妥当性

最も頻出するのが、日本の親会社と現地子会社間の取引価格、いわゆる移転価格です。特に「営業利益率が業界平均より低い」「赤字が継続して

いる」場合、即座にターゲットとなります。最近の傾向として、単に「移転価格文書 (TP Doc)」を備え付けているだけでは不十分で、「なぜその利益率が妥当なのか」という経済的合理性の立証が厳しく求められます。また、ロイヤリティの支払いや技術指導料についても、その「役務提供の実態 (ベネフィット・テスト)」が厳格に審査され、実態が証明できない場合は全額損金不算入とされるリスクがあります。

#### ② VAT (付加価値税) の不一致

インドネシアの VAT は「e-Faktur」というシステムで完全にデジタル管理されています。当局は、自社の売上 VAT と、取引相手が申告した仕入 VAT をシステム上で自動照合しています。ここで「相手方の入力漏れ」や「入力時期のズレ」があると、SP2DK の発行対象となります。日本企業が陥りやすいのは、輸入時の輸入税納付書 (SSP) と VAT 申告の不一致です。通関データとの紐付けが不正確だと、仕入税額控除が否認される事態を招きます。

#### ③ 源泉徴収漏れ (Withholding Tax)

サービス対価の支払いや金利、配当に対する源泉徴収も、重加算税の温床です。特に「建設サービス」や「技術コンサルティング」の区分、あるいは日印租税条約の適用ミスが多く見られます。最近では、親会社から出向している日本人の給与肩代わり分や、共有 IT システムの利用料按分なども「サービス提供」とみなされ、源泉徴収漏れを指摘されるケースが目立ちます。

### 3. 日本企業が取るべき対策

#### ① デジタルデータの整合性確認

まずは自社の財務データと、当局に送信されている e-Faktur や通関データが一致しているか、月次単位でチェックする体制を構築してください



い。当局と同じ視点で自社のデータを俯瞰することが、リスク回避の第一歩です。

## ② 「説明能力」の向上

インドネシアの税務調査官は、非常に高い裁量権を持っています。SP2DKを受け取った際、単に「正しい」と主張するだけでなく、契約書、送状、受領書、メールのやり取りに至るまで、「事実を証明する証憑」を即座に提示できる準備が必要です。曖昧な回答や回答の遅延は、疑念を深める結果にしかなりません。

## ③ 親子間コミュニケーションの強化

移転価格の問題は、現地子会社だけで解決できるものではありません。日本の親会社側も、現地法人の利益水準が当局のベンチマークから外れていないか、定期的なモニタリングを行う必要があります。必要に応じて、事前に事前価格合意(APA)を検討することも、長期的な安定経営には有効な手段です。

### まとめ

インドネシアの税務環境は、2025年以降のOECD「税源浸食と利益移転(BEPS)」への対応や、新税務システムの導入により、さらに透明化・厳格化が進むことが予想されます。「インドネシア特有の商習慣だから」という言い訳は、もはや通用しません。SP2DKを「単なる問い合わせ」ではなく「リスクのシグナル」と捉え、初動から専門家と連携して論理的な対応を行うことが、現地法人の資産を守ることにつながります。

### ◆Bridge Note のご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia (マイツグループ)

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E.3.3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Eメール：[so-sakae@bn-asia.com](mailto:so-sakae@bn-asia.com)

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に150社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考えの方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

## タイ会計税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの最新ビジネスアップデートについてお届けいたします。

### タイ政府、社会保険料算定基礎の月額賃金上限を段階的に引き上げへ

タイ政府は 2025 年 12 月 12 日付の官報において、社会保障法の規定に基づき、社会保険料算定の基礎となる月額賃金の上限を引き上げる省令を公布しました。施行は 2026 年 1 月 1 日からで、被保険者への給付増額を目的とした制度改正となります。

### 改正の内容

現在の月額賃金の算定基準は、下限 1,650 パーツ、上限 1 万 5,000 パーツです。今回の改正では、上限を 3 段階で引き上げます。なお、保険料率は現行の 5% が維持されます。

#### **第 1 段階（2026 年 1 月 1 日～2028 年 12 月 31 日）**

下限：1,650 パーツ、上限：1 万 7,500 パーツ

保険料：875 パーツ

#### **第 2 段階（2029 年 1 月 1 日～2031 年 12 月 31 日）**

下限：1,650 パーツ、上限：2 万 パーツ

保険料：1,000 パーツ

#### **第 3 段階（2032 年 1 月 1 日以降）**

下限：1,650 パーツ、上限：2 万 3,000 パーツ

保険料：1,150 パーツ

### 背景と狙い

社会保険局によれば、今回の改正は「経済情勢に見合った水準への調整」として実施されるもので、賃金上限の引き上げにより、被保険者が受け取る給付額も増加する見込みです。

タイの社会保険制度は、労働者の医療、年金、失業給付などを支える重要な仕組みであり、保険料は労使折半で負担されます。これまで上限が据え置かれていたため、高所得者層の保険料・給付額は相対的に抑えられていきましたが、今回の改正により、より公平な負担と給付の拡充が期待されています。

### 企業への影響

企業側にとっては、従業員の給与水準が高い場合、社会保険料の負担増につながります。特に外資系企業や大都市圏の大企業では、給与水準が上限に近い従業員が多いため、コスト増加が避けられません。一方で、政府は段階的な引き上げを採用することで、企業の急激な負担増を緩和し、経済活動への影響を最小限に抑える狙いを示しています。中小企業にとっては、従業員の給与が上限に達しないケースが多いため、影響は限定的とみられます。労働者は「将来の年金や医療給付が増えるのは安心だ」と歓迎する声がある一方、「給与が増えても手取りが減る」と懸念する意見も聞かれます。特に中間層の労働者にとっては、保険料負担の増加が生活費に影響する可能性があります。

### 国際比較

タイの社会保険料率は 5% と比較的低水準で、例えば日本の厚生年金保険料率は約 18% となっています。賃金上限についても、日本では標準報酬月額の上限が 65 万円とされており、タイの上限は依然として国際的に見れば低い水準にあります。今回の改正は、国際的な社会保障水準に近づける



第一歩と位置づけられ、ASEAN 域内でも社会保障制度の充実を進める動きの一環とみられます。

### 高齢化社会への対応と今後の課題

今回の賃金上限引き上げは、タイの社会保険制度を高齢化社会に対応させるための初期的な改革とされています。もっとも、長期的な制度の持続性を確保するには、賃金上限の引き上げだけでは不十分との見方も多いです。

今後は、保険料率そのものの見直しや退職年齢の引き上げ、給付設計の再検討など、追加的な制度改革を巡る議論が本格化する可能性が高いと考えます。

### タイ関税局、少額貨物の関税免除を撤廃へ

タイ関税局は 2025 年 12 月 11 日、輸入申告価格が 1,500 バーツ以下の輸入貨物（少額貨物）について、関税免除を廃止する通達第 219 号（2025 年）を発表しました。これにより、2026 年 1 月 1 日以降、少額貨物の輸入には関税が課されることとなります。

改正の内容は、従来、関税法第 4 部で定められた 19 カテゴリーのうち、カテゴリー 12（1 申告〔1 梱包〕あたり 1,500 バーツ以下の輸入品・郵便小包）は免税対象とされていました。しかし今回の通達により、この免税措置は撤廃され、関税評価額（CIF 価格）に基づき、1 バーツ以上のすべての輸入品が課税対象となります。これに伴い、2018 年に制定された通達第 191 号も廃止されます。今回の措置は、電子商取引（EC）を通じて中国などから流入する低価格製品が国内市場に与える影響を踏まえたもので、これまで少額貨物は免税対象とされていたため、中国からの安価な衣料品や雑貨が大量に輸入され、国内業者が価格競争で不利な立場に置かれていました。タイ電子商取引協会によると「免税撤廃により、国内業者と輸入業者

の間で公平な競争環境が整う」と評価する一方、「低価格製品に依存してきた小規模販売業者にとってはコスト増につながる」と懸念も示されています。

#### ・消費者への影響

##### - 価格上昇：

これまで免税だった少額貨物にも関税が課されるため、安価な中国製品などの輸入品は値上がりする。

##### - 利便性低下：

配送時に関税支払いが必要となり、購入から受け取りまでの手続きが煩雑になる。

##### - 国内業者の競争力改善：

輸入品の価格が上がることで、国内製品との価格差が縮小し、消費者が国内製品を選ぶ可能性が高まる。

これにより、安価な輸入品の「手軽さ」が失われ、国内市場の競争環境が変化することが予想されます。

今回の免税撤廃は、VAT を負担する国内販売者と負担していなかった海外販売者との不公平を是正する狙いがある一方で、消費者にとっては受け取り時の関税支払いなど新たな手続きが増えることになります。制度改革は、公平な競争環境の確保と引き換えに、消費者の利便性に一定の影響を及ぼすことは避けられません。



## Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構  
メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立  
以降、既進出日系企業や新規進出企業向けに  
進出前のご相談対応から、進出手続代行、進  
出後の日々の会計税務法務支援、年次法定監  
査までワンストップでサービス提供しております、  
在タイ日系企業向けコンサルティング会  
社としては最大規模で運営しております。

—お問い合わせ先—

## Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,  
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana,  
Bangkok 10110

【Mail】 [info@aapth.com](mailto:info@aapth.com)

【URL】 <http://www.aapth.com>



## 香港、公共交通機関でのシートベルト着用が全面義務化へ

～2026年1月施行、違反には高額罰金も～

香港マイツビジネスコンサルティング

2026年1月25日（日）から、香港では乗車時のシートベルト着用が義務化されます。道路交通法の改正により、今後は運転者だけでなく公共交通機関や商用車の乗客にもシートベルトの着用が求められます。具体的にはバス、ミニバス、スクールバス、タクシー、商用車・貨物車両など全てです。違反した場合の罰金は最大5,000香港ドル、さらに状況によっては最長3か月の禁固刑が科される可能性もあります。

香港では今まで段階的にシートベルトの着用義務化が進められていました。

- 1983年、自家用車の運転席、助手席のシートベルト着用を義務化
- 1996年、自家用車の後部座席のシートベルト着用を義務化
- 2001年、タクシーの座席もシートベルト着用を義務化
- 2004年、ミニバスの乗客はシートベルトがある場合の着用を義務化

そして今回、2026年1月25日より「公共交通機関」「商用車」の乗客のシートベルト着用が義務化されます。スクールバスについては2028年12月31日までに、すべての座席にシートベルト及び安全シートの追加が必要になります。

運輸署によると、シートベルト着用に関する研究で、正面衝突時における運転手および乗客の死亡リスクは約40%、重傷リスクは約70%低減すると説明しています。そしてスクールバスでのシートベルト着用は、幼少期から着用習慣を身に付けさせることにより、子どもの交通安全意識を高める効果もあるとしています。

香港では、子どものチャイルドシート義務についても、日本と香港は若干異なります。2025年11月1日から施行された条例によれば、8歳未満の子ども（または身長135cm未満）が自家用車に乗る場合、チャイルドシート（Child Restraint Device）を使用する必要があります。CRDはチャイルドシート、ブースター（補助）シート、シートベルト調整器具、着用型安全ベストなど、子どもをしっかりと固定できる装置のことです。座る位置に関係なく、前席・後席のどちらに座る場合でも使用する義務があります。年齢（8歳未満）だけでなく、身長135cm未満かどうかが基準になりますので、8歳以上か身長135cm以上なら義務から外れることになります。年齢が8歳以上になっても身長が135cmより低い場合は、CRDの使用が引き続き推奨されますが、義務化としては身長/年齢のどちらかを満たせば大人用シートベルトの着用が可能です。違反者には罰則がありますが、緊急時の移送など特別な状況では法的な弁護が認められるケースがあります。

香港で法令違反は罰則が厳しく、他にも日常生活に係する違反行為や罰則が決められています。知らないうちに違反してしまわないよう、代表的なルールをご紹介します。

ごみのポイ捨て・唾を吐く・無許可でビラやポスターを貼る・犬の糞を放置するなど、これらは全て固定罰金制度（Fixed Penalty）の対象です。2023年以降は制度が改正されて罰金は最大HKD3,000に引き上げされました。

歩行者の交通ルール違反としては、歩道や横断歩道で信号を守らずに横断すると罰則対象となりますので、気を付けましょう。罰金は最大HKD2,000です。



運転者の交通ルール違反では、駐車違反、速度違反が代表的です。違法駐車は固定罰金が HKD400、速度違反や信号無視は、HKD480～HKD1,500 です。

路面店の出入口などにありがちですが、道や歩道に許可なく物を置くことも違法です。罰金は最大 HKD5,000、または懲役3か月の可能性があります。

また特に、旅行者が違反しやすい注意ポイントをご紹介します。

上述のように路上でのごみ捨て、吸い殻、ガム吐き、唾吐き、これらは全て取り締まり対象です。観光客であっても有無を言わさず罰金対象となります。故意に捨てるのはもちろんですが、レシートやペットボトルの蓋などをうっかり風で飛ばしてしまわないよう気を付けましょう。

この 2026 年 1 月 1 日から施行された禁煙エリアの拡大により、喫煙できるエリアは年々厳しくなっています。基本的に屋内は全面禁煙です。屋外でも指定された喫煙スペースを利用し、たとえ灰皿があっても確実に喫煙可能か確認してから喫煙するようにしましょう。

香港では写真撮影ができない場所があります。警察署、裁判所、政府関連施設などは、観光目的であっても職務妨害と見なされ注意されることがありますので、不用意に撮影しないようにしましょう。風景の写真を撮っただけなのに、そういう施設が映り込んだ為に写真データの削除を求められたり、職務質問をされたりすることがあります。

路上での激しい口論、店員や警察への侮辱的態度は、公共秩序違反 (Summary Offences) と見なされる可能性があります。例え観光客でも、その場で罰金が科されますので、クレームなどで訴えたい

事があつても、冷静な言動・行動を心掛けましょう。

MTR での飲食も罰則対象です。「飲食禁止」と繰り返しアナウンスがされ、注意喚起の文言があちこちに掲示されているので周知ですが、車内だけでなく改札内は全面禁止です。ガムや飴を口に入れたまま改札内に入ってしまったり、カバンに入っていたペットボトルの飲み物を一口飲んだりしても、罰金 HKD2,000 です。

香港はとても安全で快適な都市ですが、厳格なルールと明確な罰金制度により秩序が成り立っています。香港では香港のルールに従い、うっかり違反しないよう気を付けましょう。

香港はイギリス植民地時代の面影を残す建物が多くあり、民間には中国文化が根付いています。それらの独特で伝統的な文化を保護する取り組みが積極的に行われています。

## 香港マイツビジネスコンサルティング

### 会社概要 :

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能。

### ーお問い合わせ先ー

#### 事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,  
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,  
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : [cs@myts.com.hk](mailto:cs@myts.com.hk)

URL : <http://www.myts.co.jp>



～日本語で読める韓国「最新経済情勢」  
「最新人事・労務・労働市場情報」「新規  
進出企業のためになる情報」～

**【韓国駐在員の VISA について】**

スターシアグループ（マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援メンバー）

公認会計士 申原 侑祐氏

日本国民が韓国に観光目的で訪問する場合、滞在日数が 90 日以内であれば、VISA がなくても滞在が可能ですが、韓国で就業する場合や、駐在員として韓国に派遣される等の目的で韓国に長期滞留する場合には、VISA を取得する必要があります。今回は、日本企業から韓国に駐在員を派遣する場合に主に取得される VISA である、D-8(企業投資)及び D-7(駐在)について紹介します。

**<D-8(企業投資)について>**

日本企業の韓国現地法人が、外国人投資促進法の規定による外国人投資企業(日本企業からの投資金額が資本金 1 億ウォン及び 10%以上の持分)に該当し、派遣人材が必須専門人材で、経営・管理及び生産・技術分野に従事する者の場合、D-8 の取得が可能です。

あくまでも目安となります、資本金 1 億ウォンにつき、1 名の駐在員が D-8 取得可能であると言われています。

D-8 の取得方法は、駐在員が韓国に入国した日の翌日より、KOTRA(大韓貿易投資振興公社)にて申請が可能です。

D-8 の場合、本社での在籍期間要件はありませんが、韓国拠点での必須専門人材であることを証明するために、いくつかの書類(学位証、卒業証明書、経歴証明書等)の提出を求められます。

KOTRA にて VISA 申請を行えば、そのまま KOTRA にて外国人登録まで可能であり、外国人登録証発行までに約 3 週間程度所要されます。

**<D-7(駐在)について>**

上記 D-8 の条件に該当しない、韓国支店や韓国連絡事務所等に日本企業から駐在員を派遣する場合には、D-7 を取得しますが、派遣者は、外国の公共機関、団体又は、会社の本社、支社、その他事業所などで 1 年以上勤務した者で、韓国拠点に必須専門人材として派遣され、勤務しようとする者である必要があります。

D-7 を取得する場合、まず、出入国管理事務所(韓国)にて査証発給認定申請を行い、受理及び認定番号が発行されれば、日本の韓国領事館にて VISA 発行の申請を行います。VISA の発行までには約 1～1.5 カ月程度所要され、実際に VISA が発行されれば、韓国に入国及び外国人登録という流れになります。

上記のように、駐在員の VISA としては主に 2 種類が存在します。

新規外国人投資企業が KOTRA で D-8 の取得手続きを行う場合、雇用及び納税等の実績がないため、最近審査が厳しくなっている傾向はありますが、外国人投資が取得可能な D-8 の取得手続きが、D-7 の取得手続きに比べて、簡便的であることが分かります。

日本企業が韓国に進出し、実際に韓国拠点を管理する中で、駐在員の派遣が必要になる場合も多いかと思いますが、その際に上記情報を参考にしていただければと思います。



## スターシアグループ

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構支援  
メンバー)

---

日韓に拠点を置き、日本企業の韓国進出及び韓国企業の日本進出と、日韓双方向の進出支援を行っております。

主な業務として日韓の拠点設立及びセットアップ支援、設立後の会計税務顧問、税務サービス、FAS業務、日韓M&Aアドバイザリー業務等を日系企業及び韓国企業に提供しております。

スターシアグループ

URL : <http://www.starsia.co.jp/>

問い合わせ先 : [info@starsia.co.jp](mailto:info@starsia.co.jp)



中国: 情報セキュリティの観点から、2025年を振り返る：  
昨年は情報セキュリティに係る“整備”と“強化”的一年。2026年改正施行“サイバーセキュリティ法”を含み解説

株式会社マイツ  
国際事業部 中国室室長  
米国公認会計士 古谷 純子氏

2025年は、中国の情報セキュリティに関し、“整備”と“強化”的1年ともいいくべき、多くの重要規定が公布や施行された年でした。本稿では、各種規定の概要と共に、2026年1月1日施行の改正サイバーセキュリティ法を取り上げ、また日系企業や日本企業にとり関心の高い“越境データの移転”的現状を含み、説明します。

## 1. 2025年に公布・施行された情報セキュリティ関連規定

2025年は、情報セキュリティに関わる各種規定の公布・施行により、一段の整備が進みました。一方で、後述のサイバーセキュリティ改正法（以下“サイバーセキュリティ法”と表記）や、越境データの取扱いに係る制裁措置が反外国制裁法実施規定（後述）にて適用が明示されるなど、中国における情報セキュリティに関する強化が進められ1年と言えるでしょう。主要な規定及び概要は下表1の通りです。

【表1】

名称	公布日/施行日	概要
ネットワークデータ安全管理条例 <sup>i</sup>	2024/9/30 (公布) 2025/1/1 (施行)	個人情報や重要データ、また越境データの移転等に関する規定。データ三法等を補完する位置づけのもの。
顔認識技術応用安全管理弁法 <sup>ii</sup>	2025/3/13 (公布) 2025/6/1 (施行)	顔認識技術を用いた情報処理に関し、主として個人情報処理業者等に対する規制や処理方法を定めたもの。
反外国制裁法の実施規定 <sup>iii</sup>	2025/3/23 (公布) 2025/3/23 (施行)	反外国制裁法の実施の為の補充規定。同法に抵触した場合に採られる必要な措置に、海外からのデータや個人情報の受領または提供を禁止または制限等が含まれるなど、データ関連の制限を明示。
サイバーセキュリティ法 <sup>iv</sup>	2025/10/28 (公布) 2026/1/1 (施行)	詳細下述。

## 2. サイバーセキュリティ法

（2025年10月28日公布・2026年1月1日改正施行）

2017年6月、現行サイバーセキュリティ法<sup>v</sup>が施行されました。同法は、データ三法の最も早期に制定且つ最たる規定であり、ネットワーク空間における国家安全保障の観点や情報化社会の健全な秩序の構築等を目指し制定されました。しかし、個人情報の取扱いやデータ越境移転に係る条項もあり、公布時には日系企業/日本本社を含み、物議を醸しました。その後、データセキュリティ法<sup>vi</sup>、個人情報保護法<sup>vii</sup>（これらを総称し“データ三法”と表記）を始めとした、関連規定が相次いで公布・施行されています。

このような状況下、2026年1月よりサイバーセキュリティ法が改正施行されました。国家安全保障の観点からは、“サイバーセキュリティの取組みは中国共産党の指導を堅持”、“ネット強国建設の推進”（共に第3条）と加重されました。ビジネスの観点では、本改正の主要内容は次頁の下表2であり、現地法人/海外企業にも影響が生じ得ます。

次に、現行法と改正法の罰則について、抜粋・比較します。次頁の下表3の通り、厳罰化が顕著です。



【表 2】

項目	概要
AI 関連条項の追加	“国家は人工知能の基礎理論研究やアルゴリズムなどの重要技術の研究開発を支援し、訓練データ資源・計算能力などの基盤施設の整備を推進し、人工知能倫理規範を改善し、リスク監視評価と安全規制を強化し、人工知能の応用と健全な発展を促進する(後略)”等を追加。
域外適用の拡大	<p>➢ “国外の機関・組織・個人が中国のサイバーセキュリティを害する活動を行った場合、法的責任を追及する。重大な結果を招いた場合、<u>公安部門等は財産凍結や他の必要な制裁措置を決定できる。</u>”</p> <p>⇒現行法では“<u>重要情報インフラ施設への危害に限定していたが、当該限定条件が外れて、更に財産凍結等の具体的な手段が明記された。</u>”(現行第 75 条→改正第 77 条)</p> <p>➢ 現行に置いても、原則、“重要情報インフラ施設の運営者は、個人情報及び重要データの国内保存が求められ、業務要請上、国外提供が必要場合の安全措置を講じる必要”あり(第 39 条等)だが、当該運営者が同条に違反して、個人情報や重要データの国外保管や国外提供に対し、処罰対象となる旨が明記された。(改正第 71 条)</p>
罰則強化	下述参照のこと。

【表 3】

項目(現行法→改正法)	現行法の罰金額	改正法の罰金額(太字は変更・追加箇所)
ネットワーク運営者の安全保護義務(第 59 条→第 61 条)	<p>➢ 義務不履行:1 万元以上 10 万元以下</p> <p>➢ 重大な場合:10 万元以上 50 万元以下</p>	<p>➢ 義務不履行:1 万元以上 5 万元以下</p> <p>➢ 重大な場合:5 万元以上 50 万元以下</p> <p>➢ 大量データ漏洩等:50 万元以上 200 万元以下</p> <p>➢ 特に重大な場合:200 万元以上 <b>1000 万元以下</b></p>
安全認証、検査基準等に未達のネットワークインフラ設備等の販売(第 63 条(新設))	(なし)	<p>➢ 違法所得なし/10 万元未満:2 万元以上 10 万元以下</p> <p>➢ 違法所得 10 万元以上:所得の 1 倍以上 <b>5 倍以下</b></p> <p>(深刻な状況の場合、業務停止、営業許可の取消等)</p>
システムの脆弱性、コンピュータウイルス、サイバー攻撃や侵入などネットワーク安全管理情報の公開等(第 62 条→第 65 条)	<p>➢ 違反行為:1 万元以上 10 万元以下</p> <p>➢ 重大な場合:10 万元以上 50 万元以下</p>	<p>➢ 違反行為:1 万元以上 10 万元以下</p> <p>➢ 重大な場合:10 万元以上 <b>100 万元以下</b></p>
ネットワーク運営者の禁止情報の削除・報告義務の懈怠(第 68 条・69 条→第 69 条)	<p>➢ 禁止情報未削除:5 万元以上 30 万元以下</p> <p>➢ 重大な場合:30 万元以上 100 万元以下</p>	<p>➢ 禁止情報未削除:5 万元以上 50 万元以下</p> <p>➢ 重大な場合:50 万元以上 200 万元以下</p> <p>➢ 特に重大な場合:200 万元以上 <b>1000 万元以下</b></p>

\* 域外適用の拡大に係る罰則強化は、上表 2 の通り。

### 3. 出境(中国→国外への越境移転)データの安全管理

政策に係る Q&A(以下“越境データ Q&A”と表記) <sup>viii</sup>

日系企業/日本企業にとり、最重要事項の一つに越境データの取扱いが上げられます。2024 年 3 月に、データ越境移転の促進および規範化に関する規定 ix が公布・施行されました。同規定は、従来の重要なデータや個人情報に対しては、その内容や規模に

応じて、原則、安全評価、個人情報保護認証、標準契約の締結・届出のいずれかの安全管理措置を要するとの建付けは踏襲しつつも、例えば、個人を一方の当事者とする締結・履行(例えば、海外ショッピングや航空券やホテルの予約ほか)や、労働規則制度および締結済の集団契約に基づく海外人的資源管理を実施等では当該安全管理措置の免除が定められるなど、運用上の整備と一定の緩和が進められました。更に、2025 年 4 月に越境データ Q&A が公表され、越境データに対する規制は“全

てのデータに適用されるわけではなく、重要データや個人情報のみに適用”、すなわち“個人情報や重要なデータを含まない一般データは国境を越えて自由に流れることができ、指定量に達する重要なデータや個人情報は、データ輸出セキュリティ評価を通過すれば法律に従って国境を越えて移動できる”と、改めて、強調しています。

#### 4. まとめ

上記 3 の通り、越境データ移転も含み、一般データは中国からの“自由な出境が可能”、また重要なデータ等は適切な安全管理措置を講じれば“出境が可能”との見解が改めて明示されるなど、漸進的に整備が進む状況です。

一方で、上述の通り、改正サイバーセキュリティ法における罰則強化も顕著です。現地法人がネットワーク運営者では無くとも、もし中国国外からのハッキングや違法情報拡散に関与した場合、財産凍結等の制裁や、サイバーセキュリティへの阻害活動があれば国外本社も制裁対象になり得る等、中国現地法人だけの問題ではありません。

従い、個人情報や重要なデータ、越境データの取扱いに止まらず、従業員も含めた情報セキュリティへの理解、管理体制等の重要性が増したといえ、必要に応じた、管理・教育体制の見直しや内部監査等による現状把握や整備・改善の実施をお勧めします。

#### マイツグループ

日本国内に 3 抱点(東京、大阪、京都)、中国全土に 10 抱点 (上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港) を展開しており、現地スタッフ 350 名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせて頂きます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原（しのはら） Email : [yshinoha@myts.co.jp](mailto:yshinoha@myts.co.jp)

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

i 原文 URL: [网络数据安全管理条例\\_国务院文件\\_中国政府网](#)

ii 原文 URL: [人脸识别技术应用安全管理办法\\_国务院部门文件\\_中国政府网](#)

iii 原文 URL: [实施《中华人民共和国反外国制裁法》的规定\\_外交、外事\\_中国政府网](#)

iv 原文 URL: [全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国网络安全法》的决定\\_中国人大网](#)

v 原文 URL: [中华人民共和国网络安全法\\_中国人大网](#)

vi 原文 URL: [中华人民共和国数据安全法\\_中国人大网](#)

vii 原文 URL: [中华人民共和国个人信息保护法\\_中国人大网](#)

viii 原文 URL: [数据出境安全管理政策问答\(2025年4月\)\\_中央网络安全和信息化委员会办公室](#)

本項目の関連規定として、本文の関連規定に加えて、“数据出境安全评估办法”、“个人信息出境标准合同办法”、“促进和规范数据跨境流动规定”、“关于实施个人信息保护认证的公告”等が挙げられる。

ix 原文 URL: [促进和规范数据跨境流动规定\\_中央网络安全和信息化委员会办公室](#)



## ベトナムのいまとみらい <第21回> 海外拠点の「組織力」の活用 ～短期出向プログラムのすすめ～

みらいコンサルティンググループ

Nippon MIRAI Company Limited

税理士 金森寿香

ハノイに赴任して半年、今まさにベトナムで最も重要な祝日の一つ、「テト・グエン・ダン（元旦節）」、通称「テト」を迎えようとしています。街は、これまでの日常と打って変わり熱量に満ちています。この時期の風物詩である花市場や飾り物のお店が次々と立ち並んでいます。



そんな活気あふれるハノイから今回は、私たちが実践している「海外拠点の『組織力』を最大化する出向制度の活用法」をご紹介します。

ビジネスのグローバル化が加速する中で、ベトナム拠点の役割は「安価な労働力の確保」から「自律的な経営・付加価値の創造」へと大きく変化しています。

そのため、日本本社から現地へ社員を送り出す「出向」の意義も、戦略的な投資としての価値が求められています。

つまり、日本本社から海外へ社員を出向させることは、単なる人員の移動ではなく、中長期的な利益を求める極めて重要な「投資」の一つとして捉えることが必要なのです。

この「投資」による利益は主に二つ。

第一に「グローバルリーダーの育成」。

言葉や文化、商習慣が根本から異なる環境で、背景の異なる現地のナショナルスタッフをマネジメントし、成果を出す経験は、日本国内の環境下では決して得られない視座を養います。

予期せぬトラブルに対して、現地の状況を深く理解しながら解決策を探る日々。(私は今まさにこのような毎日です。)

これは、将来の本社経営を担う人材にとって何物にも代えがたい経験ではないでしょうか。

第二に「ガバナンスの強化と理念の浸透」です。本社の理念や品質基準、コンプライアンス意識を単なる言葉としてではなく、出向者が自らの行動を通じて現地へ浸透させることができます。

これにより海外拠点の自律的な成長を促します。もちろん、出向には高いコストや国内拠点の貴重な戦力の喪失といったリスクも伴います。しかし、「現地と本社の強力なパイプ（ハブ人材）」が育つことは、企業の持続的な成長において計り知れない資産となります。

私たち、みらいコンサルティングベトナムにおいても、今年1月から日本人出向者が1名増え、「3名体制」へとなりました。

この体制強化により、私たちは以下の3点を軸に、受け入れ側としての組織力を強化しました。





## ① 役割の明確化:

各出向者の専門領域を定め、責任分界点を明確にすること。

## ② ナショナルスタッフとの融和:

「日本人だけで決める」のではなく、出向者がスタッフのキャリアアップを支援するコーチとしての役割を担うこと。

## ③ ナレッジの標準化:

属人的なスキルをチームの知恵へと昇華させる仕組みづくり。

このように、私たち自身が、戦略的な「投資」のモデルケースとなるべく、意識的に取り組んでいます。

一方で、「数年単位の長期駐在は、業務都合やコスト面でハードルが高い」と感じられる企業も少なくないでしょう。そこで戦略的な選択肢の一つとしてご提案したいのが、「海外人材育成を目的とした短期出向（数ヶ月～半年程度）」の活用です。



短期間であっても、成長著しいベトナムの現場の空気感に触れ、現地の商習慣や規制の壁に直接ぶつかる経験は、社員の視座を飛躍的に高めます。

特に、次世代のリーダー候補となる若手社員にとって、若いうちに「日本の常識が通用しない世界」を肌で知ることは、その後のキャリアにおける大きな財産となります。

また、短期であるからこそミッションを明確に設定でき、集中して成果を出す訓練にもなります。



これからのお海外拠点の在り方について、私たちと一緒に考えてみませんか？

私たちみらいコンサルティングベトナムは、私たち自らがその「育成の場」としてのモデルケースとなりながら、お客様のグローバル組織づくりにさらに深く伴走してまいります。

### ◆みらいコンサルティングベトナムのご案内◆

ベトナム進出のご相談先：

みらいコンサルティングベトナム  
ハノイ

8Th FL, Vinafor BLD, 127 Lo Duc ST, Hai Ba

Trung Ward, Hanoi City, Vietnam

金森 寿香

Suga Kanamori

kanamori-s@miraic.jp

「グローバルビジネス支援」サイト URL

<https://miraic-global.jp/>

事業内容：

みらいコンサルティングベトナムでは、ベトナムでのビジネス事情に詳しい日本人コンサルタントが日越両国拠点からご支援します。市場調査から法人設立、会計・税務支援に加え、ベトナム企業との各種マッチングや、在ベトナム日系企業が抱える労務・人事問題への支援、現地法人への日本親会社からの内部統制など、あらゆる課題におこたえします。